

# 公的研究費等の不正使用及び研究活動における不正行為に関する防止計画

2015年4月1日施行

2019年4月1日改正

## 1. 目的

天使大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）及び研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）のリスク要因を分析し、適正な運営・管理体制を確立するため、防止計画を策定し、実施します。

## 2. 基本方針

- (1) 公的研究費等は、国民の税金を原資としており、研究者は不正使用及び不正行為の社会における重大性を認識し、ルールに従い適正な執行に努める責務を負います。
- (2) 本学は「天使大学研究活動行動規範」（以下「行動規範」という。）に基づき、全ての研究者が本学の行動規範を理解し、遵守するよう取り組みます。
- (3) 研究者の不正使用及び不正行為等の問題は、研究機関全体の研究活動に深刻な影響を及ぼし、社会的責任を問われることから、本学は断固たる姿勢で臨みます。研究者自身の規律に委ねられることなく、研究機関として本学が責任を持って不正使用及び不正行為の防止に関わることにより、対応の強化を図ります。

## 3. 管理運営責任体制

### (1) 最高管理責任者（学長）

本学全体を統括し、公的研究費等の適正な管理・運営について最終責任を負います。不正防止対策の基本方針を策定・周知し、それらを実施するために必要な措置を講じます。

### (2) 統括管理責任者・研究不正防止責任者（副学長）

最終責任者を補佐し、公的研究費等の適正な管理・運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持ちます。基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認して最高管理責任者へ報告します。

### (3) コンプライアンス推進責任者・研究倫理教育責任者（研究倫理委員長）

本学での不正防止を図るため、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。また、構成員が適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導します。

### (4) 不正防止推進会議

最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者をもって組織する。不正使用防止等を目的とし、不正防止計画の推進を行います。

### (5) 相談窓口

#### ・研究費の不正使用

公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルールに関する相談を、本学内外から受け付けることにより、不正使用を防止し適切な使用が行われるよう支援します。

・研究活動の不正行為

不正行為の未然防止及び不正行為があった場合に適切な措置が行われるよう支援します。

●事務局財務課 内線 109 又は 直通 011-792-9206

メール zaimu@tenshi.ac.jp

(6) 内部監査室 (監事)

会計事務所と連携を取りながら、公的研究費の運営・管理を適正に行うための責任体制の状況、公的研究費等の執行状況、不正要因への対応等に対して研究者等への面談や会計書類の調査を行います。

4. 職務権限と責任の明確化

事務職員は公的研究費等の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援します。研究費の管理・執行に関し、研究者と事務職員の業務を分担し、職務権限を明確にします。

5. 環境整備

公的研究費の使用ルールや本学の研究費関連規程及び行動規範の理解不足による不正使用を防止するために、下記の取り組みをします。

- ・天使大学研究費使用要領の説明会開催
- ・科学研究費公募要領等の説明会開催
- ・天使大学研究活動行動規範の周知

6. 不正発生要因と防止対策

不正発生を未然に防止するためには、不正発生要因の調査、不正防止計画の策定・実施が必要であり、内部監査結果を踏まえて適正な運営・管理を促進するための環境整備及び公的研究費の適正な執行をするための対応策を策定します。

(1) 適正な運営・管理を促進するための環境整備

不正発生要因と現状	不正防止計画	具体的対応策
1. 公的研究費等の使用ルールの理解不足。 ・ルールと運用の実態が乖離	1. 使用ルールの周知を図るとともに、研究費運用実態を把握し、必要に応じて改善を図る。 2. 教職員に対する研究費説明会等を実施し、使用ルール等の理解と浸透を図る。 3. 相談窓口やメール等を活用し、情報提供を積極的に行い、使用ルール等の理解を深める。	1. 説明会や内部監査時にヒアリングを行い、適切な指導・助言を行う。必要に応じて原因分析し、対策を講じる。 2. 理解しやすい「研究費使用要領」になるように継続的に見直す。 3. 採択者へ使用ルールの説明等を行い、事務職員でフォローする。
2. コンプライアンス・行動規範に対する理解不足。	コンプライアンス・行動規範の理解と浸透を図り、意識向上を図る。	教職員へのメール通知と新任教員へ説明を行い、不正使用した場合の影響を周知する。
3. 研究費を不正使用した場合の責任や意識の低下。	1. 公的研究費等を適正に管理・執行するという意識向上を図る。	1. 不正使用等を行った場合、個人へのペナルティーのほか、関係者や所

	2. 研究費不正使用の重大性の理解と浸透を図る。	属機関へ深刻な影響を及ぼすことを教職員へ啓発する。 2. 他機関の事例により不正発生要因の情報収集を行い、研究者へ不正使用のリスクについて周知する。
4. 公的研究費等の繰越・返還等制度の理解不足。	公的研究費等の諸制度を周知し、不正使用を防止する。	単年度で研究費を使い切るという認識を改め、効率的・計画的に研究費を執行するように指導・助言を行う。
5. 公的研究費等の多様化と資金管理要領の違いの認識不足。	公的研究費等の使用要領の十分な確認を行う。	1. 科研費の種別により運用が異なるので研究者へ理解しやすい説明を行う。 2. 事務職員の専門知識を高めるために研修会等に参加する。

## (2) 公的研究費等の適正な執行

不正発生要因と現状	不正防止計画	具体的対応策
(物品等の発注) 1. 計画的な研究の遂行が難しいため、年度末に県空費の執行が集中する。	定期的に執行状況を確認し、執行状況の低い研究者に指導、喚起を行う。	執行率の低い研究者に対して、個別に研究進捗状況等のヒアリングを行い、必要に応じて指導。
2. 研究費を単年度で使い切ろうとする。	研究費の単年度で使い切ろうとすると不正使用の要因となるため、適正な執行を行う。	公的研究費等の繰越・返還等、新たな制度を含め、研究者に周知して助言を行う。
3. 検収制度の理解不足と検収漏れがある。	研究者に全物品を研修することについて、周知する。	全ての物品を検収対象とし、担当課が目視で確認を行うことを研究者に周知する。
4. 一業者に物品の発注が偏る。	一業者に偏ると、取引先業者との癒着というリスクがあるため、研究者に注意喚起を行う。	1. 発注者と取引業者の関係が緊密になり過ぎないように発注状況をモニタリングし、研究に支障のない範囲で購入の助言をする。 2. 研究者との癒着が起きないように取引業者へ注意喚起を行う。 3. 相見積もりにより購入の透明性を高める。

## 7. 研究費の適正な運営・管理

物品購入に係る不正を防止するため、事務局財務課で納品の検収を行います。また、不正取引に関与した業者は、「学校法人天使学園固定資産及び物品調達規程」第6条に基づき、取引停止等の処分を行います。

### 【参考】「学校法人天使学園固定資産及び物品調達規程」

第6条 次の各号の一に該当するものに対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする。

- (1) 調査に当たり、虚偽の申告をしたと認められるもの。
- (2) 入札又は見積りに当たり談合を行い、不利益を及ぼしたと認められるもの。
- (3) 契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質及び数量に

関し、不正な行為があったと認められるもの。

(4) その他利益を及ぼす行為をしたと認められるもの。

## 8. 研究活動の不正行為

学術研究における不正行為とは、公的研究費等を活用した研究活動において発表された論文、著書、及び研究発表等の研究成果の中に示されたデータや研究結果に関して、下記の行為を行うことを示し、決して許されるものではありません。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料、研究機器及び研究過程を変更する操作を行うことにより、データ、研究結果等を真正ではないものに加工する行為
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、試料、分析・解析方法、研究結果、論文又は用語の使用に関し、当該研究者の承諾又は適切な表示を行うことなく流用する行為
- (4) その他 研究成果の重複発表、不適切なオーサiership、利益相反等

不正発生要因	不正防止計画	具体的対応策
研究活動の不正行為を行った場合の責任、研究倫理や意識の低下。	1. 研究活動の不正行為に対する重大性の理解と浸透を図る。 2. 研究倫理の意識の向上を図る。	1. 天使大学研究活動行動規範の遵守及び研究倫理教育を実施し、注意喚起を行う。 2. 不正行為を行った場合、研究者だけでなく所属機関にも深刻な影響を及ぼすことを啓発活動と周知を図る。

## 9. 通報窓口の設置

公的研究費等の不正使用や研究活動の不正行為等に関する学内外からの通報や告発に対応するため、次の通り窓口を設置します。通報方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面、面談とします。学長は必要に応じて、事案ごとに不正調査委員会を設置し、委員を委嘱します。

なお、通報者及び通報内容の漏洩が無いよう適切な措置を講じることはもちろん、通報することにより解雇その他不利益な取り扱いを行うことはありません。

●事務局財務課 内線 109 又は 直通 011-792-9206

メール zaimu@tenshi.ac.jp

## 10. 不正使用・不正行為発生時の危機管理体制

公的研究費の不正使用又は研究活動の不正行為発生時の調査手続き及び不正認定後の懲戒手続きは、次の通りとなります。

- (1) 公的研究費の不正使用
  - ①告発窓口である財務課が通報を受理した後、速やかに最高管理責任者と統括管理責任者へ報告するとともに、告発者に告発を受理したことを連絡します。
  - ②告発受理後30日以内に調査の可否を判断するとともに、研究費の配分機関に報告します。不正が疑われる場合、最高管理責任者は速やかに不正調査委員会を設置し、事実関係を調査します。その際、必要に応じて調査対象者に対して、調査対象研究費の使用停止を命じることもできます。

- ③不正調査委員会は、統括管理者1名、コンプライアンス推進責任者1名、学長が委嘱した学外有識者3名から構成され、委員会設置後概ね90日以内に調査を完了し、最高管理責任者へ報告します。
- ④最高管理責任者は通報受理後210日以内に最終報告書を配分機関へ報告します。不正の事実を認定した場合は、調査対象者に通知した上で調査結果を公表し、不正の事実が無かったと認定した場合は公表しない。配分機関から研究費の返還命令を受けた場合は、調査対象者等から当該額を返還させます。
- ⑤最高管理責任者は、不正内容に応じ就業規則に基づく懲戒処分等の適切な措置を理事長に上申します。また、不正があったと認められなかった場合は、調査対象者の名誉回復のため、当該事案において不正が無かった旨を調査に関係した全員に通知し、調査対象者に不利益が生じないように措置します。
- ⑥調査対象者は事実認定に不服がある場合は、調査結果通知後14日以内に最高管理責任者へ不服申し立てができます。不服申し立ての審査は、不正調査委員会が再調査及び審議を行い、結果を最高管理責任者へ報告いたします。

## (2) 研究活動の不正行為

- ①告発窓口である財務課が告発を受理した後、速やかに最高管理責任者へ報告します。
- ②告発受理後、当該案件について疑義の合理性、告発の合理性、調査可能性等の予備調査を行う。最高管理責任者は予備調査の結果報告を受け、告発受付後30日以内に本調査実施の可否を判断します。
- ③最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を決定した時は調査対象者及び告発者に調査実施の決定を通知します。また、調査を行わないと決定した場合は、告発者に対し予備調査結果及び本調査を行わない旨を通知します。不正調査委員会は必要に応じて、調査対象研究費の一時的な使用停止についても審議することができ、使用停止が決定した場合は最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は配分機関と協議して、調査対象者の一時的な研究費使用停止を命じることができます。
- ④不正調査委員会は本調査実施決定後30日以内に調査を開始します。調査に当たっては外部有識者を加えなければならない、最高管理責任者が指名した者1名、研究分野の知見を有する者1名、法律の知識を有する外部有識者3名により構成され、当該案件に係る専門的事項については専門委員を委嘱することもできます。最高管理責任者は調査対象者と告発者に調査する委員を通知し、調査対象者と告発者は委員会構成について正当な理由がある場合は、通知から1週間以内に意義を申し立てて再検討を求めることができます。
- ⑤調査にあたっては、当該者が特定されないよう調査方法に十分配慮されなければなりません。また、調査対象者には説明及び弁明の機会を与えなければならない、調査対象者も疑義を晴らそうとする場合は科学的根拠を示して説明しなければなりません。
- ⑥調査委員長は調査開始後150日以内に調査・審議内容と認定結果を最高管理責任者に報告します。最高管理責任者は告発者及び調査対象者に調査・審議内容と認定結果及び審議をした者を通知します。また、最高管理責任者は不正事実の認定が報告された場合、調査対象となった研究の配分機関にも報告をします。
- ⑦調査対象者は事実認定に不服がある場合は、調査結果通知後14日以内に最高管理責任者へ異議申し立てができます。不服申し立ての審査は、調査委員会が再調査決定後50日以内に再調査及び審議を行い、結果を最高管理責任者へ報告いたします。また、悪意に基づく告発

と認定された告発者の申し立てによる再調査の場合は再調査決定後30日以内に再調査及び審議を行い、結果を最高管理責任者へ報告いたします。

- ⑧最高管理責任者は、不正内容に応じ就業規則に基づく懲戒処分等の適切な措置を理事長に上申します。また、不正があったと認められなかった場合は、調査対象者の名誉回復のため、当該事案において不正が無かった旨を調査に関係した全員に通知し、調査対象者に不利益が生じないように措置します。

### (3) 処分及び公表

理事長は就業規則に基づき、最終処分を決定します。また、不正の事実があった場合は、不正に関与した者の氏名、所属、不正内容、処分内容等の情報を公表し、不正の事実が認められなかった場合は、原則として調査結果を公表しない。

## 1 1. 防止計画の見直し

防止計画は継続して不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じ不断の見直しを行います。